

埼労発基1008第1号
平成 26年10月8日

各団体の長 殿

埼 玉 労 働 局 長

労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令の一部を改正する
政令について

日頃から労働安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第327号）が、平成26年10月1日に公布され、同日から施行されることになりました。

今回の改正により、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に基づく労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント並びに作業環境測定法（昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。）に基づく作業環境測定士の登録に係る手数料の額が下記のとおり改定されましたので、周知徹底に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 労働安全衛生法関係手数料令（昭和47年政令第345号）第1条第5号の改正は、安衛法に基づく労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの登録に係る手数料の額について、3万円から2万円に引き下げるものであること。
- 2 作業環境測定法施行令（昭和50年政令第244号）第3条第4号の改正は、作環法に基づく作業環境測定士の登録に係る手数料の額について、2万5千8百円から2万円に引き下げるものであること。